

# 令和5年度 下半期 財政運営状況

区では、地方自治法に基づき、毎年6月と12月の2回、歳入・歳出予算の補正や執行状況などを公表し、財政面から区政運営の状況を区民の皆さまにお知らせしています。今回は、令和5年度に予算を補正して取り組んだ事業と、令和6年3月末現在の財政状況の概要をお知らせします。

なお、区財政の収支は、5月末までを収入と支出を整理する期間(出納整理期間)としています。令和5年度決算の概要は、10月下旬にお知らせします。

問合せ 財政課(本庁舎3階) ☎(5273)4049

## 一般会計

- ◎区の予算は一般会計と特別会計があります。一般会計では、特別会計(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療)以外の区政に必要なあらゆる収入と支出を扱います。
- ◎歳入・歳出予算は、1つの会計年度内の収入と支出の見積もりです。収入済額・支出済額は実際の収入と支出の額です。

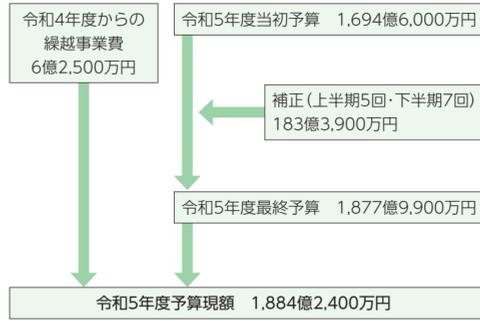
### 予算の概要

令和5年度当初予算に補正予算を加えた最終予算は、12回(下半期7回)の補正を行った結果、1,877億9,900万円で、令和4年度から繰り越した事業費6億2,500万円を加えた予算現額は1,884億2,400万円です(右図)。主な補正予算の内容は右表のとおりです。

### 収入・支出の状況

令和6年3月末現在の収入済額(歳入)は1,608億9,700万円(収入率85.4%)、支出済額(歳出)は1,486億5,900万円(執行率78.9%)です(下図)。

### ◎一般会計の流れ



### ◎令和5年度に予算を補正した主な事業

補正事業	補正予算額
物価高騰対策臨時給付金の支給	122億5,458万円
中小企業活性化支援(経営力強化支援事業)	32億7,340万円
新宿文化センター特定天井等改修工事	10億4,357万円
母子保健事業等(出産・子育て応援ギフトの支給)	2億8,722万円
子育て世帯生活支援特別給付金の支給	2億4,699万円
多子世帯への学校給食費助成	1億2,230万円
地域子ども・子育て支援事業(学童クラブ)	1億484万円

※3月の予算の補正では、工事費などの実績に応じて総額60億7,929万円を減額しました。

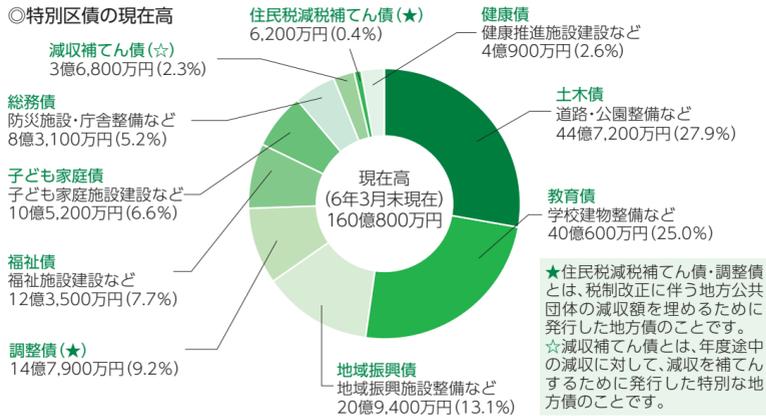


### ◎収入・支出済額の内訳



## 特別区債と基金

施設の建設や用地の取得等に多額の資金を必要とする場合、特別区債を発行して資金を借入れ、財源を補充します。令和6年3月末では、発行額258億8,200万円、償還済額98億7,400万円で、現在高は160億800万円です(下図)。また、区の貯金に当たる基金の令和6年3月末の現在高は690億600万円です(下表)。



### ◎基金の現在高

基金の種類	現在高
財政調整基金(年度間の財源の調整を図るための基金)	385億9,600万円
社会資本等整備基金(公共施設等を整備するための基金)	137億2,300万円
減債基金(特別区債の償還に必要な財源を確保するための基金)	60億9,200万円
義務教育施設整備等次世代育成環境整備基金(小・中学校などの教育関連施設や保育所などの子育て関連施設を整備するための基金)	54億2,500万円
その他特定目的基金(公園やスポーツ施設の整備、地場産業の振興など特定の目的のための基金)	51億7,000万円
合計	690億600万円

※基金現在高は令和6年3月末時点での現金等の保有額です。5月末までの収入と支出を整理する出納整理期間中の積み立てや取り崩しは反映していません。

## 不合理な税制改正等に対する特別区の主張

法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税制度などの不合理な税制改正によって、特別区は貴重な税源を奪われ続けています。さらに、ウクライナ情勢等に伴う長引く物価高騰は地方経済にも大きな影響を与えており、先行きが依然として不透明な状況です。

特別区には、首都圏特有の財政需要があり、将来的に膨大な額の財源が必要です。地方財源の不足や地域間の税収格差の是正は、地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において地方交付税の法定率を引き上げ調整するべきものであり、自治体間に不要な対立を生むような措置は是正されなければなりません。

### 1 不合理な税制改正による影響は深刻

特別区への影響額は、令和5年度で約3,200億円(うち新宿区への影響額は約130億円)、平成27年度からの累計で約1兆6,000億円にもなり、「東京は財源に余裕がある」などの一方的な見方によって税金が国に奪われています。これは、応益負担や負担分担という地方税の本旨を無視したものです。

### 2 ふるさと納税制度は廃止を含め抜本的な見直しが必要

特別区民税の減収額は年々増加しており、特別区全体で令和5年度は約830億円、平成27年度からの累計額は、3,600億円を超えました。現在のふるさと納税制度は、地方自治体の行政サービスに要する経費を地域の住民が負担し合う住民税のあり方を逸脱し、地方自治の根幹を破壊するものです。また、本制度は政治・経済・文化の中枢として日本を牽引してきた東京の役割を考慮せず、地方の財源不足を補うために税収の移転を図るものです。今こそ、制度を巡るさまざまな問題に対処すべく廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきです。

### 3 東京の地方財源が突出しているわけではない

人口一人当たりの地方税収の格差是正のため、地方税の見直しが必要との見方がありますが、地方税等に地方交付税を合わせた人口一人当たりの地方

財源を他の道府県と比較すると、東京が突出して多いわけではありません。今後も膨大な財政需要への対応が不可欠な中、東京一極集中を理由とした、偏在是正措置については、決して容認することはできません。

### 4 今後も多くの財源が必要

特別区は高齢者の急増や膨大な公共施設の改築需要への対応をはじめ、今後も多くの財源が必要です。

### 5 地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿

国の責任により地方税財源総体を拡充し、自治体が責任をもって役割を果たすことこそが地方分権の本来の姿です。今後も、地方税財源の充実・確保、自治体間に不要な対立を生む不合理な税制を是正するよう、国に求めています。

※詳しくは、特別区長会ホームページ「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和5年度版)」(右二次元コード) 🌐 https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html をご覧ください。



### ◆◆ふるさと納税の新宿区への影響◆◆

ふるさと納税制度は、ふるさとや地域団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年度に導入されました。ふるさと納税の影響により、新宿区の特別区民税の減収額は増加し続けており、令和4年度は約34億円、累計額は約145億円となっています。地方交付税制度では、ふるさと納税により減収があった交付団体には、補填される仕組みとなっていますが、不交付団体である特別区は補填されません。区は、今後とも特別区長会を通じてふるさと納税制度の改善を求めています。

問合せ 財政課(本庁舎3階) ☎(5273)4049

## 特別区職員を募集します

### ◆Ⅲ類

職種 事務

1次選考日 9月8日(日)

◆経験者

職種 ▶①1級職・事務(一般事務・ICT)・土木造園(土木)・建築・機械・電気・福祉・児童福祉・児童指導・児童心理 ▶②2級職(主任)・事務(一般事務・ICT)・土木造園(土木)・建築・福祉・児童福祉・児童指導・児童心理 ▶③3級職(係長級)・事務(ICT)・児童福祉・児童指導・児童心理

◆Ⅲ類(障害がある方対象)

職種 事務

対象 日本国籍で、次の要件(1)(2)(3)の全てに該当する方

(1)次の①～④のいずれかに該当する

▶①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている、▶②都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている、▶③児童相談所等により知的障害者であると判定された、▶④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

(2)昭和39年4月2日～平成19年4月1日生まれ

(3)活字印刷文または点字による出題に

対応できる

1次選考日 9月8日(日)

◆経験者

職種 ▶①1級職・事務(一般事務・ICT)・土木造園(土木)・建築・機械・電気・福祉・児童福祉・児童指導・児童心理 ▶②2級職(主任)・事務(一般事務・ICT)・土木造園(土木)・建築・福祉・児童福祉・児童指導・児童心理 ▶③3級職(係長級)・事務(ICT)・児童福祉・児童指導・児童心理

◆Ⅲ類(障害がある方対象)

職種 事務

対象 日本国籍で、次の要件(1)(2)(3)の全てに該当する方

(1)次の①～④のいずれかに該当する

▶①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている、▶②都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている、▶③児童相談所等により知的障害者であると判定された、▶④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

(2)昭和39年4月2日～平成19年4月1日生まれ

(3)活字印刷文または点字による出題に

事歴のほか社会福祉士または児童指導員の資格が保育士の資格をお持ちで都道府県知事の登録を受けている方

※児童心理は左記業務従事歴のほか学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)の心理学科を卒業またはこれに相当する方

※児童福祉・児童指導・児童心理は民間企業等における業務従事歴のうち、児童相談所等での業務従事歴が▶①は2年以上、▶②は3年以上、▶③は5年以上必要です。

※業務従事歴の基準日は令和7年3月31日です(1年以上の期間は複数の期間を通算可)。

※Ⅰ類採用試験や就職氷河期世代が対象の採用試験に申し込んだ方は、本経験者採用試験に申し込めません。

1次試験日 9月1日(日)

◆就職氷河期世代

職種 事務

対象 日本国籍で、昭和45年4月2日～61年4月1日に生まれた方

1次試験日 9月1日(日)

申込み 7月11日(木)午後5時(受信有効)まで問合せ先ホームページ(下二次元コード)から申し込みます。詳しくは、問合せ先ホームページに掲載している試験・選考案内をご覧ください。

※Ⅲ類(障害がある方対象)のみ7月10日(水)(消印有効)まで郵送でも受け付けています。Ⅲ類(障害がある方対象)の選考案内は区人事課(本庁舎3階) ☎(5273)4053で配布しています。

問合せ 特別区人事委員会事務局 任用課採用係(〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1) ☎(5210)9787・🌐 https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinjijinjinikaitop/



## 職員の再就職状況を公表します

「新宿区職員の退職管理に関する条例」第4条の規定に基づき、新宿区を離職した課長級以上の職員のうち、営利企業や公益団体等に再就職した職員の状況を公表します。

問合せ 人事課人事係(本庁舎3階) ☎(5273)4053

離職時の職	再就職先	再就職先での地位
総合政策部副参事(区政情報センター担当)	歌舞伎町商店街振興組合	事務局長

※離職日は令和5年3月31日、再就職日は令和6年4月1日です。